



目 次	ページ
告 示	
○平成26年度に県が発注する建設工事の特定調達契約に係る一般競争入札の参加者の資格等 (建設管理課)	1
○平成26年度に県が発注する測量、建設コンサルタント等業務の特定調達契約に係る一般競争入札の参加者の資格等 ( " )	2
高知県教育委員会規則	
◎高知県立学校職員被服貸与規則の一部を改正する規則	3
◎高知県教育委員会事務局職員被服貸与規則の一部を改正する規則	4
◎へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則	4
◎県費負担教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則	4
◎高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則の一部を改正する規則	4
◎高知県立高等学校学則の一部を改正する規則	4
◎高知県立中学校学則の一部を改正する規則	5
◎高知県障害者就学指導委員会規則の一部を改正する規則	5
◎高知県立特別支援学校学則の一部を改正する規則	5
高知県教育委員会訓令	
◎高知県教育委員会事務局職員衛生管理規程の一部を改正する訓令	6
◎高知県立学校職員衛生管理規程の一部を改正する訓令	6
高知県教育委員会告示	
◎博物館に相当する施設の指定 (教育委員会事務局生涯学習課)	7

-----  
告 示  
-----

**高知県告示第212号**  
 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に高知県が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の契

約で地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に該当するものに係る一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の方法等について次のとおり定める。

平成26年3月28日  
 高知県知事 尾崎 正直

- 1 一般競争入札に参加する者に必要な資格等
  - (1) 一般競争入札に参加することができる者は、一般競争入札の参加資格に関する審査（建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を含む。以下「資格審査」という。）をし、高知県建設工事一般競争入札参加資格者登録名簿（以下「資格者登録名簿」という。）への登録を決定した者とする。ただし、知事が別に定める様式による建設工事一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を知事に提出する日において、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、一般競争入札に参加する資格を有しない。
    - ア 希望する建設工事について建設業法に基づく建設業の許可を受けていない者
    - イ 申請書を提出する日の前日までに納期限の到来した国税、都道府県税又は市区町村税を滞納している者
    - ウ 手形又は小切手の不渡り事故を引き起こし、銀行当座取引を停止されている者
    - エ 破産者で復権を得ないもの
    - オ その他経営状態が著しく不健全であると認められる者
    - カ 次のいずれかに該当するものとして知事が認める者
      - (ア) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
      - (イ) 暴力団員等（高知県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
      - (ウ) 役員等（法人にあっては代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）が暴力団員等に該当するもの
      - (エ) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用しているもの
      - (オ) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの

- (カ) 役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に危害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
  - (キ) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
  - (ク) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの
  - (ケ) 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの
  - (コ) (ア)から(ケ)までに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
- (2) 次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、その者の申請により随時資格審査を行い、営業の同一性が認められるときは、資格者登録名簿に登録するものとする。
    - ア 資格者登録名簿に登録されていない者で、新たに一般競争入札に参加しようとするもの
    - イ 資格者登録名簿に登録されている者その他の資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者とが合併した場合
    - ウ 資格者登録名簿に登録されている個人が法人組織に変更した場合
    - エ 資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者が他の資格者登録名簿に登録されている者から営業の全部又は一部を譲り受けた場合
    - オ 資格者登録名簿に登録されている者が会社分割を行ったことにより、資格に関する営業を承継した（会社分割により新たに設立する会社に承継するときを含む。）場合
    - カ 資格者登録名簿に登録されている者その他の資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者とが中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合を設立した場合
  - (3) (2)のエ又はオに掲げる事項に該当する場合において、営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社が引き続き資格の一部を有するときは、当該営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社は、営業の一部を譲り受けた会社又は資格に関する営業を承継した会社と同時に資格審査を申請しなければならない。
- 2 資格審査の申請の方法

<p>資格審査を受けようとする者は、申請書及び知事が別に定める様式による添付書類（以下「添付書類」という。）を知事に提出しなければならない。</p> <p>3 申請書等に使用する言語 申請書及び添付書類の記載に使用する言語は、日本語とする。</p> <p>4 申請書の変更の届出 申請書を提出した後、次に掲げる事項に変更があったときは、変更届（様式は、任意とする。）を直ちに知事に提出しなければならない。</p> <p>（1） 営業所の名称又は所在地 （2） 商号又は名称 （3） 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名 （4） （1）から（3）までに掲げるもののほか、営業に関する重要な事項</p> <p>5 資格の取消し 知事は、資格者登録名簿に登録されている者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すものとする。</p> <p>（1） 資格者登録名簿に登録された日以後に、1の（1）のA及びウからカまでに掲げる事項のいずれかに該当することとなったとき。 （2） 申請書及び添付書類の記載事項について故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。 （3） その資格を辞退したとき。</p> <p>6 資格の再審査 次に掲げる事項に該当した者は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。この場合、その者の申請により、知事が別に定める資格の再審査を行うものとする。</p> <p>（1） 会社更生法（平成14年法律第154号）による会社更生手続開始の申立てを行った者 （2） 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）による特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者 （3） 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てを行った者</p> <p>7 資格の有効期間及び当該有効期間の更新手続 （1） 資格の有効期間 資格者登録名簿に登録された日から平成27年3月31日までとする。 （2） 資格の有効期間の更新手続 （1）の資格の有効期間の更新を希望する者は、平成27年3月中に平成27年度の資格審査に関する告示をする予定であるので、当該告示に基づき必要な申請書及び添付書類を提出す</p>	<p>ること。</p> <p>8 その他 平成16年8月高知県告示第543号（高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱）、平成17年7月高知県告示第538号（高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正）、平成18年8月高知県告示第556号（高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正）、平成19年8月高知県告示第492号（高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正）、平成22年9月高知県告示第522号（高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正）及び平成23年9月高知県告示第642号（高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正）若しくは平成18年12月高知県告示第771号（高知県建設工事競争入札（高知県外に主たる営業所を有する建設業者）参加資格審査要綱）、平成19年11月高知県告示第727号（高知県建設工事競争入札（高知県外に主たる営業所を有する建設業者）参加資格審査要綱の一部改正）及び平成23年12月高知県告示第798号（高知県建設工事競争入札（高知県外に主たる営業所を有する建設業者）参加資格審査要綱の一部改正）に係る参加資格に関する審査の結果、高知県建設工事入札参加資格者名簿に登録されている者又は平成25年3月高知県告示第208号（平成25年度に県が発注する建設工事の特定調達契約に係る一般競争入札の参加者の資格等）に係る資格審査の結果、資格者登録名簿に登録されている者は、資格者登録名簿への登録を決定した者とみなす。この場合において、その者の一般競争入札の参加資格の有効期間は、高知県建設工事入札参加資格者名簿又は資格者登録名簿に登録された日から平成27年3月31日までとする。</p> <p><b>高知県告示第213号</b> 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に高知県が発注する土木、建築事業等に係る調査、計画及び設計の業務の契約で地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約（同令第2条第3号に規定する特定役務のうち同条第4号に規定する建設工事の契約を除く。）に該当するものに係る一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の方法等について次のとおり定める。</p> <p>平成26年3月28日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 一般競争入札に参加する者に必要な資格等 （1） 一般競争入札に参加することができる者は、一般競争入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）をし、高知県測量、建設コンサルタント等一般競争入札参加資格者登録名簿（以下「資格者登録名簿」という。）への登録を決定した者とする。ただし、知事が別に定める様式による</p>	<p>一般競争入札参加資格審査申請書（測量、建設コンサルタント等業務）（以下「申請書」という。）を知事に提出する日において、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、一般競争入札に参加する資格を有しない。</p> <p>ア 資格審査を申請する業務について、法律上必要な資格を受けていない者 イ 申請書を提出する日の前日までに納期限の到来した国税、都道府県税（高知県内に従たる営業所を有する者にあつては、当該従たる営業所を管轄する県税事務所長の課した県税を含む。）又は市区町村税を滞納している者。ただし、資格審査を申請する日までに完納した場合は、この限りでない。 ウ 測量業務にあつては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の登録を受けていない者 エ 土木関係建設コンサルタント業務にあつては、建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月建設省告示第717号）第2条第1項の登録を受けていない者 オ 建築関係コンサルタント業務にあつては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の登録を受けていない者 カ 地質調査業務にあつては、地質調査業者登録規程（昭和52年4月建設省告示第718号）第2条第1項の登録を受けていない者 キ 補償コンサルタント業務にあつては、補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月建設省告示第1341号）第2条第1項又は不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条第1項の登録を受けていない者 ク 土木関係その他業務のうち環境調査業務及び水質等分析業務にあつては、計量法（平成4年法律第51号）第107条の登録を受けていない者 ケ 手形又は小切手の不渡り事故を引き起こし、銀行当座取引を停止されている者 コ 破産者で復権を得ないもの サ その他経営状態が著しく不健全であると認められる者 シ 次のいずれかに該当するものとして知事が認める者 （ア） 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。） （イ） 暴力団員等（高知県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。） （ウ） 役員等（法人にあっては代表役員等及び一般役員であつて経営に事実上参加している者を、法人以外の団体にあつては代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有するもので</p>
---	---	---

<p>あるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）が暴力団員等に該当するもの</p> <p>(エ) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用しているもの</p> <p>(オ) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの</p> <p>(カ) 役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に危害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの</p> <p>(キ) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの</p> <p>(ク) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの</p> <p>(ケ) 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの</p> <p>(コ) (ア)から(ケ)までに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの</p> <p>(2) 次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、その者の申請により随時資格審査を行い、営業の同一性が認められるときは、資格者登録名簿に登録するものとする。</p> <p>ア 資格者登録名簿に登録されていない者で、新たに一般競争入札に参加しようとするもの</p> <p>イ 資格者登録名簿に登録されている者その他の資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者とが合併した場合</p> <p>ウ 資格者登録名簿に登録されている個人が法人組織に変更した場合</p> <p>エ 資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者が他の資格者登録名簿に登録されている者から営業の全部又は一部を譲り受けた場合</p> <p>オ 資格者登録名簿に登録されている者が会社分割を行ったことにより、資格に関する営業を承継した（会社分割により新たに設立する会社に承継するときを含む。）場合</p> <p>カ 資格者登録名簿に登録されている者その他の資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者とが中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法</p>	<p>律第185号）に基づく協業組合を設立した場合</p> <p>(3) (2)のエ又はオに掲げる事項に該当する場合において、営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社が引き続き資格の一部を有するときは、当該営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社は、営業の一部を譲り受けた会社又は資格に関する営業を承継した会社と同時に資格審査を申請しなければならない。</p> <p>2 資格審査の申請の方法 資格審査を受けようとする者は、申請書及び知事が別に定める様式による添付書類（以下「添付書類」という。）を知事に提出しなければならない。</p> <p>3 申請書等に使用する言語 申請書及び添付書類の記載に使用する言語は、日本語とする。</p> <p>4 申請書の変更の届出 申請書を提出した後、次に掲げる事項に変更があったときは、変更届（様式は、任意とする。）を直ちに知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 営業所の名称又は所在地</p> <p>(2) 商号又は名称</p> <p>(3) 法人にあつては代表者の氏名、個人にあつてはその者の氏名</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、営業に関する重要な事項</p> <p>5 資格の取消し 知事は、資格者登録名簿に登録されている者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すものとする。</p> <p>(1) 資格者登録名簿に登録された日以後に、1の(1)のア及びウからシまでに掲げる事項のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>(2) 申請書及び添付書類の記載事項について故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。</p> <p>(3) その資格を辞退したとき。</p> <p>6 資格の再審査 次に掲げる事項に該当した者は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。この場合、その者の申請により、知事が別に定める資格の再審査を行うものとする。</p> <p>(1) 会社更生法（平成14年法律第154号）による会社更生手続開始の申立てを行った者</p> <p>(2) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）による特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者</p> <p>(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てを行った者</p>	<p>7 資格の有効期間及び当該有効期間の更新手続</p> <p>(1) 資格の有効期間 資格者登録名簿に登録された日から平成27年3月31日までとする。</p> <p>(2) 資格の有効期間の更新手続 (1)の資格の有効期間の更新を希望する者は、平成27年3月中に平成27年度の資格審査に関する告示をする予定であるので、当該告示に基づき必要な申請書及び添付書類を提出すること。</p> <p>8 その他 平成18年12月高知県告示第772号（高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱）、平成19年11月高知県告示第728号（高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱の一部改正）、平成23年12月高知県告示第799号（高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱の一部改正）及び平成24年12月高知県告示第763号（高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱の一部改正）に係る参加資格に関する審査の結果、高知県測量、建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿に登録されている者は、資格者登録名簿への登録を決定した者とみなす。この場合において、その者の一般競争入札の参加資格の有効期間は、高知県測量、建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿又は資格者登録名簿に登録された日から平成27年3月31日までとする。</p> <p>----- <b>教育委員会規則</b> -----</p> <p>高知県立学校職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成26年3月28日 高知県教育委員会委員長 小島 一久</p> <p><b>高知県教育委員会規則第3号</b> <b>高知県立学校職員被服貸与規則の一部を改正する規則</b> 高知県立学校職員被服貸与規則（昭和46年高知県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第1条中「要する職員」を「要する職員及び再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で、同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。）」に改める。</p> <p>第6条第1項中「善良に」を「善良な管理者の注意をもって」に、「き損し」を「毀損し」に、「洗たく等」を「洗濯等」に改める。</p> <p>第8条の見出し中「き損等」を「毀損等」に改め、同条第1項中「き損し」を「毀損し」に、「貸与被服き損（紛失）届」を</p>
---	--	---

「貸与被服毀損（紛失）届」に改め、同条第2項中「き損し」を「毀損し」に改める。

第9条中「き損し」を「毀損し」に改める。

別記第2号様式中「貸与被服き損（紛失）届」を「貸与被服毀損（紛失）届」に、「き損した」を「毀損した」に、「き損の」を「毀損の」に改める。

**附 則**

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

高知県教育委員会事務局職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

**高知県教育委員会規則第4号**

**高知県教育委員会事務局職員被服貸与規則の一部を改正する規則**

高知県教育委員会事務局職員被服貸与規則（平成14年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「要する職員」を「要する職員及び再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で、同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。）」に改める。

第6条第1項中「善良に」を「善良な管理者の注意をもって」に、「き損し」を「毀損し」に改める。

第8条の見出し中「き損等」を「毀損等」に改め、同条第1項中「き損し」を「毀損し」に、「貸与被服き損（紛失）届」を「貸与被服毀損（紛失）届」に改め、同条第2項中「き損し」を「毀損し」に改める。

第9条中「き損し」を「毀損し」に改める。

別記第2号様式中「貸与被服き損（紛失）届」を「貸与被服毀損（紛失）届」に、「き損した」を「毀損した」に、「き損の」を「毀損の」に改める。

**附 則**

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

**高知県教育委員会規則第5号**

**へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則**

へき地等学校等を指定する規則（平成16年高知県教育委員会規

則第2号）の一部を次のように改正する。  
別表第2の須崎市の項を削る。

**附 則**

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

県費負担教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

**高知県教育委員会規則第6号**

**県費負担教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則**

県費負担教職員の人事評価に関する規則（平成17年高知県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表中

副校長	校長	市町村教育長
教頭	校長	市町村教育長

副校長、教頭及び事務長	校長	市町村教育長
-------------	----	--------

学校事務職員	副校長又は教頭	校長
--------	---------	----

学校事務職員	事務長、副校長又は教頭	校長
--------	-------------	----

に改める。

**附 則**

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

**高知県教育委員会規則第7号**

**高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則の一部を改正する規則**

高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則（昭和47年高知県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「教育を」を「教育とを」に改める。

第8条中「その承認」を「、その承認」に改める。

別表第1中「本山町土佐町中学校組合立嶺北中学校」を「本山町立嶺北中学校」に、

高知県立四万十高等学校	四万十町立大正中学校 四万十町立北ノ川中学校 四万十町立十川中学校 四万十町立昭和中学校
-------------	---

を「

高知県立四万十高等学校	四万十町立大正中学校 四万十町立北ノ川中学校 四万十町立十川中学校 四万十町立昭和中学校
-------------	---

」

高知県立清水高等学校	土佐清水市立清水中学校
------------	-------------

に改める。

**附 則**

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

高知県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

**高知県教育委員会規則第8号**

**高知県立高等学校学則の一部を改正する規則**

高知県立高等学校学則（平成3年高知県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「学則について、」を「学則として」に改める。

第5条中「翌年3月31日」を「翌年の3月31日」に改める。

第7条第1項第1号中「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）」を「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条」に改め、同項第4号中「4月6日」を「同月6日」に改め、同項第6号中「翌年1月7日」を「翌年の1月7日」に改め、同項第7号中「3月31日」を「同月31日」に改め、同条第

4 項中「学校」を「高等学校」に、「の休業日」を「に掲げる休業日」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「の休業日」を「に掲げる休業日」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第1号から第3号までに掲げる休業日において教育上必要があるときは、校長は、教育委員会の承認を得て、授業を行うことができる。この場合において、授業を行った日は授業日とみなす。

第8条中「休業日を」を「休業日とを」に改める。

第11条中「学校の」を「各高等学校が」に、「満足できる」を「満足することができる」に、「認定する」を「認定するものとする」に改める。

第12条第1項及び第13条中「認定する」を「認定するものとする」に改める。

第14条第1項中「授与する」を「授与するものとする」に改める。

第15条中「の定めるところ」を「に定めるところ」に改める。

第18条第1項及び第19条中「許可を」を「、その許可を」に改める。

第20条第1項中「転学又は転籍しようとする」を「転学し、又は転籍しようとする」に改め、同条第2項中「転学の」を「前項の転学の」に改め、同条第4項中「受けたときは」を「受けたときは、校長は」に改める。

第21条中「許可を」を「、その許可を」に改める。

第22条第2項中「規定による」を削り、同項ただし書中「必要と」を「必要があると」に、「更に」を「、更に」に改める。

第23条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第1項中「前条」を「前条第2項」に改め、同条第2項中「届け出」を「届出」に改める。

第24条中「許可を」を「、その許可を」に改める。

第28条中「学校設備等を損傷又は亡失した」を「高等学校の設備等を損傷し、又は亡失した」に改める。

第30条第4項第4号中「学校」を「高等学校」に改める。

第33条第2項中「、第8条、第9条」を「から第9条まで」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

高知県立中学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成26年3月28日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

#### 高知県教育委員会規則第9号

##### 高知県立中学校学則の一部を改正する規則

高知県立中学校学則（平成13年高知県教育委員会規則第9号）

の一部を次のように改正する。

第1条中「学則について、」を「学則として」に改める。

第4条及び第5条第2項第2号中「翌年3月31日」を「翌年の3月31日」に改める。

第6条第1項第1号中「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）」を「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条」に改め、同項第4号中「4月6日」を「同月6日」に改め、同項第6号中「翌年1月7日」を「翌年の1月7日」に改め、同項第7号中「3月31日」を「同月31日」に改め、同条第4項中「学校」を「中学校」に、「の休業日」を「に掲げる休業日」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「の休業日」を「に掲げる休業日」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第1号から第3号までに掲げる休業日において教育上必要があるときは、校長は、教育委員会の承認を得て、授業を行うことができる。この場合において、授業を行った日は授業日とみなす。

第7条中「休業日を」を「休業日とを」に改める。

第10条及び第11条第1項中「認定する」を「認定するものとする」に改める。

第12条中「授与する」を「授与するものとする」に改める。

第13条中「の定めるところ」を「に定めるところ」に改める。

第14条第1項中「許可を」を「、その許可を」に改める。

第15条第1項中「転学又は退学しようとする」を「転学し、又は退学しようとする」に改め、同条第3項中「在学証明書」を「、在学証明書」に改める。

第17条中「学校設備等を損傷又は亡失した」を「中学校の設備等を損傷し、又は亡失した」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

高知県障害者就学指導委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

#### 高知県教育委員会規則第10号

##### 高知県障害者就学指導委員会規則の一部を改正する規則

高知県障害者就学指導委員会規則（昭和51年高知県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

題名中「就学指導」を「教育支援」に改める。

第1条中「取扱いを要すると思われる者の障害の内容を診断・判定し、その適正な就学を図るため、高知県障害者就学指導委員会」を「支援を必要とする者の障害の状態等を判断し、適切な就学支援その他の教育支援を行うため、高知県障害者教育支援委員

会」に改める。

第2条中「次の」を「次に掲げる」に改め、同条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 障害の状態等の把握

(2) 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度の判断  
第2条第4号を次のように改める。

(4) 就学先の決定その他の教育支援に関する助言

第2条に次の1号を加える。

(5) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な業務

第3条第1項中「判定委員及び診断委員」を「専門委員及び教育相談委員」に改め、同条第2項中「委嘱又は任命する」を「委嘱し、又は任命する」に改める。

第4条ただし書中「ただし、」を「ただし、委員が欠けた場合における」に改める。

第5条第1項中「これを」を削り、同条第3項中「事故あるとき」を「事故があるとき又は会長が欠けたとき」に改める。

第6条第1項中「次の」を「次に掲げる」に、同条第2項中「前項の」を「前項各号に掲げる」に改める。

第7条第2項中「委嘱又は任命する」を「委嘱し、又は任命する」に改め、同条第3項中「調査・審議」を「調査及び審議」に改める。

第8条第1項中「委員会」を「委員会の会議（以下この条において「会議」という。）」に改め、同条第2項中「委員会の」を削り、「聞くこと」を「、議事を開き、及び議決をすること」に改め、同条第3項中「委員会」を「会議」に、「出席委員」を「出席した委員」に、「会長」を「議長」に改め、同条第4項中「委員会の」を削る。

第10条の見出しを「（庶務）」に改め、同条中「事務は」を「庶務は」に改める。

第11条中「別に」を削る。

#### 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

高知県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

#### 高知県教育委員会規則第11号

##### 高知県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

高知県立特別支援学校学則（平成3年高知県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「学則について、」を「学則として」に改める。

<p>第4条中「翌年3月31日」を「翌年の3月31日」に改める。</p> <p>第6条第1項第1号中「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）」を「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条」に改め、同条第2項中「の休業日」を「に掲げる休業日」に改め、同条第3項中「の休業日」を「に掲げる休業日」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。</p> <p>3 第1項第1号から第3号までに掲げる休業日において教育上必要があるときは、校長は、教育委員会の承認を得て、授業を行うことができる。この場合において、授業を行った日は授業日とみなす。</p> <p>第7条中「前条第1項に規定する休業日を」を「休業日とを」に改める。</p> <p>第9条第1項中「編成する」を「編成するものとする」に改める。</p> <p>第10条第1項「認定する」を「認定するものとする」に改める。</p> <p>第11条第1項中「生徒が」を「生徒が学校の」に、「認定する」を「認定するものとする」に改め、同条第2項中「幼児が」を「幼児が学校の」に、「認定する」を「認定するものとする」に改める。</p> <p>第12条第1項中「授与する」を「授与するものとする」に改める。</p> <p>第15条第1項中「高等部」を「学校の高等部」に改める。</p> <p>第17条第1項及び第18条中「高等部」を「学校の高等部」に、「許可を」を「、その許可を」に改める。</p> <p>第19条第1項中「高等部」を「学校の高等部」に改め、同条第4項中「受けたときは」を「受けたときは、校長は」に改める。</p> <p>第20条中「高等部」を「学校の高等部」に、「許可を」を「、その許可を」に改める。</p> <p>第21条第1項中「高等部」を「学校の高等部」に改め、同条第2項中「規定による」を削り、同項ただし書中「必要と」を「必要があると」に、「更に」を「、更に」に改める。</p> <p>第22条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第1項中「前条」を「前条第2項」に改め、同条第2項中「届出」を「届出」に改める。</p> <p>第23条中「休学中」を「休学中の学校」に、「許可を」を「、その許可を」に改める。</p> <p>第25条第1項中「幼稚部」を「学校の幼稚部」に、「許可する」を「許可するものとする」に改め、同条第2項中「幼稚部」を「学校の幼稚部」に、「前条第2号」を「前条第2号の規定」に改める。</p> <p>第27条中「学校設備等を損傷又は亡失した」を「学校の設備等を損傷し、又は亡失した」に改める。</p> <p>第30条中「の定めるところ」を「に定めるところ」に改める。</p>	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p style="text-align: center;">この規則は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">-----</p> <p style="text-align: center;"><b>教育委員会訓令</b></p> <p style="text-align: center;">-----</p> <p><b>高知県教育委員会訓令第2号</b></p> <p style="text-align: right;">教育委員会事務局 各 教 育 機 関</p> <p>高知県教育委員会事務局職員衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。</p> <p style="text-align: center;">平成26年3月28日</p> <p style="text-align: right;">高知県教育委員会委員長 小島 一久</p> <p style="text-align: center;"><b>高知県教育委員会事務局職員衛生管理規程の一部を改正する訓令</b></p> <p>高知県教育委員会事務局職員衛生管理規程（昭和61年8月高知県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第1条中「学校を除く。次条において同じ。」（第10条第1項において「事務局等」という）を「県立学校を除く。以下同じ」に、「について」を「に関し」に改める。</p> <p>第2条中「実現と」を「実現及び」に改める。</p> <p>第5条第4号中「衛生」を「職員の衛生及び健康管理」に改め、同条第5号中「衛生」を「衛生及び健康管理」に改める。</p> <p>第6条第2項中「前項の」を削る。</p> <p>第8条第1項中「第13条」を「第13条第1項」に改める。</p> <p>第9条第1項中「次の」を「次に掲げる」に改め、同項第1号中「の実施及びその」を「及び面接指導等（法第66条の8第1項に規定する面接指導及び法第66条の9の必要な措置をいう。）の実施並びにこれらの」に改め、同項中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、同項第2号中「職員」を「前3号に掲げるもののほか、職員」に改め、同号を同項第4号とし、同項第1号の次に次の2号を加える。</p> <p>（2） 職員の作業環境の維持管理に関すること。</p> <p>（3） 職員の作業の管理に関すること。</p> <p>第9条第2項中「について」を「について、職員の健康を確保するため必要があると認めるときは」に改める。</p> <p>第10条第1項「事務局等」を「事務局及び教育機関」に、「調査審議させるため、」を「調査審議させるため、法第18条第1項に規定する衛生委員会として」に改め、同条第2項第3号中「衛生」を「職員の衛生及び健康管理」に改め、同条第3項第3号中「衛生」を「、衛生」に改める。</p> <p>第10条の2第1項中「教育センターに」を「教育センターに、法第18条第1項に規定する衛生委員会として」に改める。</p> <p>第11条第1項中「の委員」を「の委員（以下「委員」という。）」に改め、同条第2項中「前項の」を削る。</p> <p>第12条中「なるものとする」を「当たる」に改める。</p>	<p>第14条第1項中「会議」を「、議事」に改める。</p> <p>第17条中「健康管理業務」を「衛生及び健康管理に関する業務」に改め、同条に後段として次のように加える。</p> <p>その職を退いた後においても、同様とする。</p> <p>第18条の見出し中「提出」を「徴収」に改める。</p> <p>第19条中「衛生管理について」を「衛生及び健康管理に関し」に改める。</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p style="text-align: center;">この訓令は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p><b>高知県教育委員会訓令第3号</b></p> <p style="text-align: right;">教育委員会事務局 各 県 立 学 校</p> <p>高知県立学校職員衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。</p> <p style="text-align: center;">平成26年3月28日</p> <p style="text-align: right;">高知県教育委員会委員長 小島 一久</p> <p style="text-align: center;"><b>高知県立学校職員衛生管理規程の一部を改正する訓令</b></p> <p>高知県立学校職員衛生管理規程（平成8年2月高知県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第1条中「について」を「に関し」に改める。</p> <p>第2条に次の1項を加える。</p> <p>2 校長は、衛生管理者（法第12条第1項に規定する衛生管理者をいう。以下同じ。）、衛生推進者（法第12条の2に規定する衛生推進者をいう。第8条において同じ。）及び学校管理医（学校において法第13条第1項に規定する産業医の職務を行う者をいう。以下同じ。）がその職務を円滑に遂行することができるよう配慮しなければならない。</p> <p>第4条第3項中「行い、又は」を削る。</p> <p>第7条第1項中「（法第12条第1項に規定する衛生管理者をいう。以下同じ。）」を削る。</p> <p>第9条第3項中「次条第1項各号に掲げる事項について、」を「法に基づき職員の健康管理等を行うために必要な」に、「専門的知識を必要とするもの」を「知識を有する者」に改める。</p> <p>第10条第1項中第1号を削り、第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、同項第2号中「の実施及びその」を「及び面接指導等（法第66条の8第1項に規定する面接指導及び法第66条の9の必要な措置をいう。）の実施並びにこれらの」に改め、同号を同項第1号とし、同号の次に次の3号を加える。</p> <p>（2） 職員の作業環境の維持管理に関すること。</p> <p>（3） 職員の作業の管理に関すること。</p> <p>（4） 前3号に掲げるもののほか、職員の健康管理に関すること。</p> <p>第10条第2項中「について」を「について、職員の健康を確保するため必要があると認めるときは」に改める。</p>
--	---	---

第15条第1項中「会議」を「、議事」に改める。  
第18条に後段として次のように加える。

その職を退いた後においても、同様とする。  
第19条の見出し中「提出」を「徴収」に改める。  
第20条中「について」を「に関し」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

-----  
**教 育 委 員 会 告 示**  
-----

**高知県教育委員会告示第1号**

博物館法（昭和26年法律第285号）第29条に規定する博物館に  
相当する施設として、平成26年3月25日に次の施設を指定した。

平成26年3月28日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

施設名	所在地	設置者
高知県立のいち動物 公園	香南市野市町大谷738番 地	高知県